大和市告示第１４６号

大和市妊婦健康診査助成要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年９月７日

大和市長　古谷田　　力

大和市妊婦健康診査助成要綱等の一部を改正する要綱

（大和市妊婦健康診査助成要綱の一部改正）

第１条　大和市妊婦健康診査助成要綱（平成２１年大和市告示第４８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「標ぼうする」の次に「国内の」を加える。

第６条第２項各号列記以外の部分中「診療所」の次に「（以下「対象医療機関」という。）」を加え、同項第１号中「病院又は診療所（以下「対象医療機関」という。）」を「対象医療機関」に改め、同条第４項中「「病院又は診療所」及び」を削る。

（大和市産後健康診査助成要綱の一部改正）

第２条　大和市産後健康診査助成要綱（令和２年大和市告示第６１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「標ぼうする」の次に「国内の」を加える。

（大和市新生児等聴覚検査助成要綱の一部改正）

第３条　大和市新生児等聴覚検査助成要綱（令和５年大和市告示第６１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「は、」の次に「国内の」を加える。

附　則

この要綱は、公表の日から施行する。